

会 議 録

第 6 回宮古島市教育委員会（定例会）・臨時会）	
日 時	平成 2 4 年 9 月 2 6 日（木） 午後 2 時 0 0 分 開会
場 所	教育長室（城辺庁舎）
出席委員名	委員長 宮國 博 教育長 川満 弘志 委員 佐平 博昭 委員 佐和田 貴美子 委員 下地 由子
欠席委員名	
説 明 員	学校教育課長 乾 邦夫 生涯学習振興課長 砂川 隆
事 務 局 員	教育部長 田場 秀樹 生涯学習部長 平良 哲則 教育総務課長 垣花 和彦 総務係長 松堂 英彦
欠席事務局員	

議 案 等	件 名	結 果
承認事項	前回会議録の承認	承認
報 告	教育長報告	—
議案第38号	宮古島市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例施行規則の一部を改正する規則について	原案可決
議案第39号	宮古島市立学校選手派遣費補助金交付要綱の一部を改正する訓令について	原案可決
議案第40号	宮古島市社会教育指導員設置に関する規則の一部を改正する規則について	原案可決
議案第41号	「ミヤコジマソウ」の市指定文化財への指定について	原案可決
議案第42号	「ミヤコジマハナワラビ」の市指定文化財への指定について	原案可決
その他	平成 2 4 年度宮古島市一般会計補正予算（第 4 号）について（教育費関連）	—

会 議 録

宮國委員長	それでは、第6回教育委員会定例会を開会します。事務局より資料の確認をお願いします。
松堂係長	※配布資料の確認
宮國委員長	それでは日程第1 前回会議録の承認についてです。5分程時間を置きますのでお読み下さい。 よろしいですか。前回の会議録についてご異議がなければ承認をお願いします。 (異議なし)
宮國委員長	それでは、前回会議録については、承認されました。 では次に日程第2 教育長報告です。教育総務課長の方から報告をお願いします。
教育総務課長	※教育長報告（本日までの主な日程）について読み上げて報告。
宮國委員長	教育長報告について、詳しく聞きたいという点がございましたらご発言をお願いします。
下地委員	はい。委員長よろしいでしょうか。
宮國委員長	はい、下地委員どうぞ。
下地委員	8月28日の幼稚園会の役員が要請活動ということでお見えになっておりますけれども、こういった内容の要請がございましたでしょうか。
川満教育長	1クラスの定数改善、多いのではないかということ。それから、臨時職員が多いので、正職員を採用して頂きたい等がありました。
下地委員	はい、わかりました。ありがとうございます。
宮國委員長	他にございませんか。 (はい)
宮國委員長	表記の仕方だと思うのですが、学校規模適正化基本方針見直しとありますが、基本方針はまだ見直していないので、方法なり時期なりを色々工夫しましょうという話ですので、適正化に向けての方針そのものは動いておりませんので、正式な文章の中では適切な表現をお願いしたい。
教育総務課長	はい、修正をしていきます。
宮國委員長	では次いきます。日程第3 議案第38号宮古島市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例施行規則の一部を改正する規則についてご提案をお願いします。
教育部長	はい、議案第38号宮古島市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例施行規則の一部を改正する規則について、上記の議案を別紙のとおり提

	<p>案いたします。提案理由、宮古島市立幼稚園保育料及び入園料徴収に係る事務手続きの効率化を図るには、規則を改正する必要があるため本案を提出いたします。新旧対照表をお願いします。</p> <p>新旧対照表の1ページ目です。この文の第4条 教育委員会は前条の申請に基づき保育料の免除の承認を行った時は、園長に通知するものとするという部分を、園長及び該当者に通知するものとするということで4条の2項は削除です。</p>
宮國委員長	<p>「園長」を「園長と該当者」に変更したということになりますね。中身の変更はございません。</p>
教育部長	<p>事務手続き上の変更です。</p>
宮國委員長	<p>条例の文章の整理と事務手続きを行ったということですね。それでは、議案38号については、原案のとおり可決してよいですか。</p>
	<p>(はい)</p>
宮國委員長	<p>議案第38号は可決されました。 では次いきます。日程第4 議案第39号 宮古島市立学校選手派遣補助金交付要綱の一部を改正する訓令についてご提案をお願いします。</p>
教育部長	<p>はい、議案第39号宮古島市立学校選手派遣補助金交付要綱の一部を改正する訓令について、上記の議案を別紙のとおり提案いたします。提案理由、宮古島市立学校選手派遣補助金交付に係る事務手続きの効率化を図るには、要綱を改正する必要があるため、本案を提出いたします。</p>
学校教育課長	<p>では新旧対照表をご覧になりながらお願いします。まず補助金交付についてですが、現行は申請書を提出してもらったら決定通知を出します。決定通知を学校がもらったらすぐに計画書を提出してもらって終わった後に完了という手続きで3回行き来していたのですが、最初の申請の段階で派遣計画と収支予算を提出してもらって、決定通知を出した後に完了通知をだすという流れで手間を1つ省こうということです。それと、決定通知の時に予算をきちんと見て、その金額も決定する必要があるということで、このように変更したいということです。</p>
宮國委員長	<p>非常に効率良く進められますね。</p>
学校教育課長	<p>効率化を図ろうということです。</p>
宮國委員長	<p>そういうことでございます。これは子どもたちに対する交付額は何も変わりません。手続き上の効率化を図っていただくということです。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	<p>(はい)</p>
宮國委員長	<p>それでは、議案第39号については、原案のとおり可決してよいですか。</p>
	<p>(はい)</p>
宮國委員長	<p>では、議案第39号は原案のとおり可決されました。 では次いきます。日程第5 議案第40号社会教育指導員設置に関</p>

	<p>する規則の一部を改正する規則についてご提案をお願いします。</p>
生涯学習部長	<p>はい。それでは議案第40号 宮古島市社会教育指導員設置に関する規則の一部を改正する規則について。上記の議案を別紙のとおり提案する。提案理由、社会教育指導員の勤務時間を定めるには、宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第30条に基づき、規則を改正する必要があるため本案を提出します。改正の案については生涯学習振興課長の方からお願いします。</p>
生涯学習振興課長	<p>※別紙を読み上げて説明。</p> <p>新旧対照表をお願いします。左が現行になっておりまして現行の場合は、勤務及び休暇の方が宮古島市の職員の勤務時間等に関する条例で定められていたのですが、今回これを第7条の方には報酬及び費用弁償を追加して挿入をしたいということです。それから第8条に、勤務条件の方を改正案の通り変更したいということでもあります。理由としましては、宮古島市の社会教育指導員というのは特別専門職でありまして、これまで規則では常勤職員と臨時職員の規則にのっとっての勤務時間、それから報酬等がありましたので、本来の特別職の職種にはこの規則ではそぐわないということで、今回は特別職としてのきちんとした報酬と勤務条件を定めたものでございます。</p>
宮國委員長	<p>今まで一般職員として扱っていた社会教育指導員を特別職に位置づけるということ。本来そうでなければならなかったわけですが、これが本来の特別職に位置づけられると一般職員とは違う勤務体制になりますということです。</p>
生涯学習振興課長	<p>そうです、変わったところと言えば宮古島市の臨時職員というのは常勤職と同じように8時半から5時15分までの勤務だったのですが、特別職の場合には一週間あたり4日以内ということで、勤務時間も常勤職員の4分の3以内ということにもっていきたいということです。</p>
宮國委員長	<p>社会教育指導員も特別職ですので当然特別職になるとそれに合う勤務態勢にならなければならないということです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(はい)</p>
宮國委員長	<p>それでは、議案第40号について、原案のとおり可決してよいですか。</p> <p>(はい)</p> <p>では、議案第40号は可決されました。</p> <p>次いきます。日程第6 議案第41号「ミヤコジマソウ」の市指定文化財への指定についてご提案をお願いします。</p>
生涯学習部長	<p>はい、議案第41号ミヤコジマソウの市指定文化財への指定について。上記の議案を別紙のとおり提案する。提案理由、ミヤコジマソウは宮古島市文化財保護審議会より宮古島市文化財の指定基準を満たしていると答申を受けており、宮古島市指定天然記念物(植物)として文化財の指定をしたいので本案を提出します。説明は生涯学習振興課長からお願いします。</p>
生涯学習振興課長	<p>※別紙を読み上げ説明。</p>

宮國委員長	天然記念物として指定したいということでございます。貴重な植物のようですね。
下地委員	石垣、八重山には無いんですか。
生涯学習振興課長	石垣、八重山には分布してないということです。今までに確認はされていないということです。
宮國委員長	史跡名称天然記念物として文化財審議委員会からも強く出ているわけですから、指定して大事に守っていくということですね。
下地委員	みんなで保護していかないとならないわけですからね。
宮國委員長	ただ後の問題があると思います。文化財に指定しました、自生地も非公開です、これは絶滅危惧種ですから絶滅する可能性があります。そうさせない為の何かの手立てはあるのですか。自然に任せるのですか。
生涯学習振興課長	雑草等で覆われて危険の状態になれば、その時は対応する必要があるとは考えておりますが、今の所は自然のままという形で考えています。
宮國委員長	天然記念物なり、あるいは文化財なりのいわゆる保護・保全あるいは育成等の観点から見ると、黙っておいておくというのもしかなかないかと思えます。
生涯学習振興課長	基本的には触らないというのが基本です。
宮國委員長	やはり周辺の整備。この天然記念物をしっかり保全出来る、あるいは出来れば増えていくというような手助けは必要ないのですか。
生涯学習振興課長	現状変更する場合にはそれなりの色々な手続きがありますが、これは市の指定ですので、市の出来る範囲内でやっていきたいと思えます。
宮國委員長	専門家がたくさん居るわけなので、指導・助言を仰ぎながら出来るだけ長く持たすように、絶滅させないようにして下さい。
生涯学習振興課長	雑草とかを除去することによって体系が変わる恐れがあるので、その辺も専門家と相談しながら対処していきたいと思っています。
宮國委員長	指定するという事は大事にしましょうということですね。
生涯学習振興課長	はい。
佐平委員	どういう形で保護するかということが大事なので、保護するために、どういう行動が必要なのか。例えば指定にしなければならぬ程、実際減っていつているのか、減っていつているから保護しようとしていつているのか。
生涯学習振興課長	そうです。
佐平委員	どういう理由で減っていつてますか。

生涯学習部長	一番の原因は原野の減少ではないかと思います。自生する場所がどんどん減っていつている。
宮國委員長	<p>だからそうなってくると、あとはここは駄目ですよ開発させませんよというような何らかの形での手助けが必要では無いかと思います。</p> <p>その辺の保護の方法については、1つ工夫をして下さい。</p> <p>それでは、議案第41号については、原案のとおり可決してよいですか。</p> <p>(はい)</p>
宮國委員長	<p>では、議案第41号については、原案のとおり可決されました。</p> <p>次いきます。日程第7 議案第42号「ミヤコジマハナワラビ」の市指定文化財への指定についてご提案をお願いします。</p>
生涯学習部長	<p>では、議案第42号「ミヤコジマハナワラビ」の市指定文化財への指定について。上記の議案を別紙のとおり提案する。提案理由、「ミヤコジマハナワラビ」は、宮古島市文化財保護審議会より宮古島市文化財の指定基準を満たしているとの答申を受けており、宮古島市指定天然記念物（植物）として文化財の指定をしたいので、本案を提出します。</p>
生涯学習振興課長	<p>※別紙を読み上げて説明。</p>
宮國委員長	<p>種類が違うだけ趣旨は同じですね。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(はい)</p>
宮國委員長	<p>それでは、議案第42号について原案のとおり可決してよいですか。</p> <p>(はい)</p> <p>では、議案第42号については、原案のとおり可決されました。</p> <p>休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
宮國委員長	<p>再開します。</p> <p>日程第8 その他 平成24年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）について（教育費関連）の説明をお願いします。</p> <p>※補正予算の主なものについて担当部課長より説明。</p> <p>以上で本日の会議は終了いたします。おつかれさまでした。</p> <p style="text-align: center;">委員長</p> <p style="text-align: center;">記録者</p>